

教育庁都立学校教育部会計年度任用職員募集要項

項目	内 容
職名	発達障害教育推進員
採用予定者数	1人
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	教育庁都立学校教育部特別支援教育課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
職務内容	(1)高等学校における教育課程外での特別な指導・支援（コミュニケーションアシスト講座）に関する以下の業務 ア 講座実施の監督に関すること。 イ 運営受託事業者の事業履行確認・調整に関すること。 ウ 受講生徒の募集及び決定に関すること。 エ 講座受講に係る在籍校との連携（事前ヒアリング、フィードバック、追跡調査、教員の見学等）に関すること。 オ 保護者支援（面談実施会場の調整等）に関すること。 カ 会場の予約や支払いに関すること。 キ ホームページへの掲載等事業の広報に関すること。 ク その他付随する業務 (2)高校の特別支援教育心理士の巡回に関すること。 (3)高等学校における通級による指導に関すること。 (4)その他発達障害教育の推進に関すること。
求められる資格・能力	以下の要件のいずれかを満たす者 (1)任用する年度の前年度に定年退職又は勧奨退職する東京都公立学校の校長又は副校長の職（以下「教育管理職」という。）にある者 (2)任用する年度の前年度に定年退職又は勧奨退職する東京都教育庁等の管理職（以下「管理職」という。）にある者 (3)過去に東京都公立学校再任用職員若しくは、東京都公立学校日勤講師（非常勤教員）であつた者のうち、退職時の職が教育管理職又は管理職であつた者 (4)その他東京都教育庁都立学校教育長が認める者
勤務日数	月16日
勤務時間	官庁勤務型（勤務時間及び休憩時間は常勤職員の例によります。） 原則、1日7時間45分 (例)午前8時から午後4時45分まで
休憩時間	原則、正午から午後1時まで
休暇	（有給）年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇（※）、育児参加休暇（※）、慶弔休暇、災害休暇（※）、夏季休暇（※） （無給）育児時間、子どもの看護等休暇（※）、生理休暇、短期の介護休暇（※）、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、妊娠症状対応休暇、子育て部分休暇 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬	月額208,100円（通勤手当相当額を別途支給） ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末・勤勉手当を支給
社会保険	健康保険法、介護保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ保険に加入する。
応募方法	令和8年1月23日までに会計年度任用職員申込書を提出する。
選考方法	第一次選考（書類選考）、第二次選考（面接）
問合せ	教育庁都立学校教育部特別支援教育課発達障害教育推進担当 電話 03(5320)7838